

学校いじめ防止基本方針(R8)

鳴門市里浦小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1)教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」という意識を高めるとともに理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2)いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、全ての児童生徒を対象とする、発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導を重視し、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となって継続的に取り組む。

(3)ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(4)発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(5)より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域との積極的な連携・協働を図る。

(6)いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所等)との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 学校いじめ対策組織

(1)組織の構成

管理職や教務主任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、学級担任、学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、児童と関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。

また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー等の助言を得る。

(2)組織の役割

①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、年間計画に沿った実行及び検証や修正を行う。

②児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。

③アンケートや生徒指導記録などを活用するとともに、児童との面談等を適宜行い、いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

④定期的に、「子ども理解委員会」を開き、気になる児童についての報告、対応方法等を全教職員で話し合い、共通理解を図る。また、緊急を要する場合には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

⑤「里浦いじめ防止子ども委員会」を設置し、自他の大切さが認められ、温かい人間関係つつまされた学級・学校づくりを進めながら、いじめ問題について児童が主体的・協働的に解決できるような取組を行う。

3 教育相談体制

(1)教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。

(2)児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。

(3)定期的な教育相談週間や相談日等を設定し、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。

(4)相談の内容によって指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。

(5)児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

(6)専門的知識をもつスクールカウンセラー等との連携を図り、スクールカウンセラーと児童や保護者との面談等を行い相談しやすい環境づくりを推進する。また、教職員との協議や共通理解により、早期対応に努める。

4いじめの未然防止のための取組

(1)教育・指導場面

①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。

②教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

③全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

④授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

⑤ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。⑥学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

⑦学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。

⑧インターネット(SNS等)で他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、「GIGA ワークブックなど」等を用いて、インターネット(SNS等)を通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット(SNS等)の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

⑨定期的に「里浦いじめ防止子ども委員会」を開き、児童自らがいじめ問題を自分のこととして捉え、主体的にいじめをなくすための取り組みを進める。他にも児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みが促進されるよう適切な指導や助言を行う。

⑩児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。

⑪教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。

⑫いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

⑬児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。

⑭「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2)家庭・地域社会との連携

①学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

②家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて市教育委員会(教育支援室)・警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

③PTA、学校運営協議会、地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

(1)各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取り組みや、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。

(2)「いじめ発見のための観察ポイント(教員用)」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。

(3)全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(6月、9月、12月)に実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「子ども理解委員会」において組織的に判断する。

(4)いじめの把握にあたっては、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

(5)児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気づいたことについて教職員の情報交換を密に行う。

(6)児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。

(7)いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

(8)アンケートや生徒指導記録などを活用し、個々の教員の気づきをメモや口述にして集め整理し、情報を共有する。

6 いじめへの対処

(1)いじめの発見・通報を受けたときの対応(組織で対応する)

①いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、即座に緊急連絡会議を開く。

②いじめ調査チームは、正確かつ迅速に事実関係の把握や多方面からの情報収集を行う。

③いじめ対応チームは、委員会や関係機関等に連絡・相談し、児童への指導・支援等、認知したいじめへの対応方針を決定する。

④緊急職員会議を開催し、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。

⑤いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

⑥事案の解消後も、継続指導や経過観察を行う。

(2)いじめられた児童、保護者への支援(複数の教員で対応する)

①いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。

②いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を講じる。

③複数教員による家庭訪問を行う。

④本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。

⑤本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。

⑥スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

⑦特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

⑧事案の解消については、いじめられた児童の明るい未来に向けての支援や約束を適切に行い、児童や保護者に対し定期的に連絡する。

(3)いじめた児童への指導と保護者への助言(複数の教員で対応する)

①毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。

②いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。

- ③いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- ⑤事案の解消については、いじめた児童の明るい未来に向けての支援や約束を適切に行い、児童や保護者に対し定期的に連絡する。

(4)他の児童への指導(校内で共通理解を図り、ブレのない指導を展開する)

- ①新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ②傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取り組み促進等により、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5)教育委員会等への報告と連携

- ①いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ②事案によっては、徳島県教育委員会が実施している「学校問題解決支援事業」や「子どもCRT 派遣事業」、「スクールプロフェッサーの派遣事業」等、より高度で専門的な知識を有する専門家派遣事業を活用する。

(6)関係機関への相談・通報

- ①校内で問題行為が発生した際、その行為が犯罪行為(触法行為を含む)に該当する場合には、早期に警察に相談又は通報を行う。そのため、いじめか否かという判断とは別に、行為自体が犯罪行為にあたる可能性を視野にいれて対応する。なお、犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う(学校で起こり得る事例については別表参照)。

【別表】

学校で起こり得る事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例

学校で起こり得る事例の例	該当し得る犯罪
・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ・無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第208条)
・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害 (刑法第204条)
・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ (刑法第176条)
・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第249条)
・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ・財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第235条)
・自転車を壊す。 ・制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第261条)
・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要 (刑法第223条)
・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第222条)
・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)
・同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を	自殺関与

決意して自殺した。	(刑法第202条)
<ul style="list-style-type: none"> ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 	児童ポルノ提供等 (児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)
<ul style="list-style-type: none"> ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。 	私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等に被害の防止に関する法律第3条)

②生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

③ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

①少なくとも3ヶ月間を目安とする。子ども理解委員会において、より長期な期間を設定できる。

②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

7校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、定期的に「子ども理解委員会」を開くとともに、校内研修(事前研究やロールプレイ)の計画を作成し、年に数回、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題を核とした校内研修を行う。

8重大事態への対処

(1)いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。

(2)重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、別紙「重大事態対応マニュアル(里浦小学校)」に従って迅速かつ丁寧な調査を行う。

9取組の評価

(1)いじめ問題への取り組み等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標の設定とその達成状況の評価をする。

(2)PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取り組み評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえ、本年度の取り組みが適切に行われたかどうかを検証する。

(3)年度末には、学校評価や、「取り組み評価アンケート」等の結果をもとに、次年度の取り組みの計画をする。

(4)期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取り組み内容や方法の見直しを行う。

10年間計画(いじめ防止プログラム)

年間目標・児童理解につとめ、一人一人の児童の人格を尊重し個性の伸長を図るとともに自己有用感を高められるよう努める。・職員と児童の交流の場を増やし、いじめの未然防止・早期発見に努める。

・いじめの発見・通報を受けた場合には、組織的且つ迅速に対応し、地域や関係機関とも連携を図る。

	内容	対象者	担当
4月	学校基本方針の説明	教職員	生徒指導主任
	指導体制や指導計画の周知	教職員	生徒指導主任
	校内研修「いじめを始めとする生徒指導上の諸問題」	教職員	生徒指導主任
	あいさつ運動開始	5・6年生	5・6年担任
	授業参観・PTA総会	1～6年生・保護者	各担任・校長
	個人懇談	保護者	各担任
	1年生を迎える会	1～6年生	6年担任
5月	子ども理解委員会	教職員	特別支援コーディネーター
	保護者向けチェックリスト配付	保護者	生徒指導主任・教頭
	修学旅行	6年生	6年担任・養護教諭
	遠足	1～5年生	1～5年担任
	読書活動開始	1～6年生	図書館教育
	縦割り班活動開始	1～6年生	集会活動
	体操練習	4～6年生	体育主任
6月	鳴門子ども学園との情報交換会(子ども理解委員会)	教職員・学園職員	教務・教頭
	授業参観	全学年・保護者	各担任
	いのちを守ろう集会	1～6年生	集会活動
	校内体操発表会	1～6年生	体育主任
	プール清掃	4～6年生	体育主任
	水泳練習	4～6年生	体育主任
7月	アンケート調査実施	1～6年生	生徒指導主任
	アンケート調査の結果分析と省察調査結果分析と省察をもとにした取り組みの検討	教職員	生徒指導主任
	校内研修「子どもの心を理解するために」スクールカウンセラーとの協議	教職員	特別支援コーディネーター
	水泳学習	1～6年生	体育主任
	個人懇談	1～6年生	各担任
	地方別子ども会	1～6年生	集会活動
	里浦いじめ防止子ども委員会	児童会役員 各委員会代表 4～6年代表	生徒指導主任・6年担任・特活主任
8月	校内研修「いじめを始めとする生徒指導上の諸問題」(自殺予防)	教職員	生徒指導主任
	校外補導	1～6年生	生徒指導主任
	水泳教室	1～6年生	体育主任
9月	アンケート調査実施	1～6年生	生徒指導主任
	アンケート調査の結果分析と省察	教職員	生徒指導主任
	調査結果分析と省察をもとにした取り組みの検討	教職員	生徒指導主任
	子ども理解委員会	教職員	特別支援コーディネーター
	陸上練習	4～6年生	体育主任

10月	1学期取り組みの点検評価・改善	教職員	生徒指導主任
	取り組みの成果の情報発信と保護者啓発	保護者	生徒指導主任
	保護者向けチェックリスト配付	保護者	生徒指導主任・教頭
	人権学習校外学習	5・6年生	人権教育主事
11月	運動会	1～6年生	体育主任
	総合(林崎小との共同学習)	6年生	人権教育主事・6年担任
	子ども理解委員会	教職員	特別支援コーディネーター
	里浦いじめ防止子ども委員会	児童会役員 各委員会代表 4～6年代表	生徒指導主任・6年担任・特活主任
12月	宿泊学習	5年生	5年担任・養護教諭
	人権文化祭子どもの広場	5・6年生	人権教育主事
	鳴門子ども学園との情報交換会(子ども理解委員会)	教職員・学園職員	教務・教頭
	アンケート調査実施	1～6年生	生徒指導主任
1月	アンケート調査の結果分析と省察	教職員	生徒指導主任
	調査結果分析と省察をもとにした取り組みの検討	教職員	生徒指導主任
	個人懇談	保護者	各担任
	地方別子ども会	1～6年生	集会活動
2月	総合(わかめ種付け体験)	5年生	5年担任
	子ども理解委員会	教職員	特別支援教育
	里浦地区津波避難訓練防災体験	1～6年生・保護者	各担任・安全教育主任
	二中進学説明会交流学習	6年・保護者	教頭・6年担任
3月	校内研修「いじめを始めとする生徒指導上の諸問題」(インターネット・SNS等・ゲーム)	教職員	生徒指導主任
	授業参観	1～6年生・保護者	各担任
	市音楽会	金管バンド	金管バンド担当
	昔の遊び集会	1・2年生	1・2年担任
	大根収穫	2年生	2年担任
	総合(わかめ刈り取り体験)	5年生	5年担任
3月	卒業式	1～6年生	教務主任
	6年生を送る会	1～6年生	5年担任
	地方別子ども会(1～5年)	1～5年生	5年担任
	2学期の取り組みの点検評価・改善	教職員	生徒指導主任
	取り組みの成果の情報発信と保護者啓発	教職員	生徒指導主任
	1年間の取り組みの点検評価・省察	教職員	生徒指導主任
次年度の計画	教職員	生徒指導主任	